

一般社団法人長崎県社会福祉士会
会員派遣調整手数料規程

規程第 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人長崎県社会福祉士会(以下「本会」という。)の円滑な運営と会員の活動の場の提供に資するため、本会が依頼し、または各種団体等からの要請を受け、会員をその委員や講師等として紹介したことに伴う受任、受託、契約等により、会員が報酬、謝礼金等(以下「報酬」という。)を受領した場合、本会への会員派遣調整手数料(以下「調整手数料」という。)の徴収について基本的事項を定めることを目的とする。

(調整手数料の範囲)

第 2 条 調整手数料の徴収が必要な活動は、次のとおりとする。

- (1)本会が主催した研修会等において講師等を依頼した場合。
- (2)本会が他機関・他団体からの依頼により、各種講師、委員等として紹介し、報酬を得た場合。
- (3) その他、理事会が対象と定め、または認定した場合

(調整手数料徴収の適用除外)

第 3 条 本会を経由しないで、個別に会員が受託して得た報酬は、調整手数料徴収の適用から除外する。

- 2 旅費交通費、その他実費弁償については、本人に帰属するものとし、調整手数料徴収の適用から除外する。

(調整手数料)

第 4 条 調整手数料の金額は、報酬(税金込み)の 5%とする。

- 2 ただし、報酬(税金込み)の金額が 1 件につき 1 万円未満の場合は免除とする。
- 3 報酬の取得が 1 月 1 日から 12 月 31 日までにあったものを対象期間とし、同一案件に、複数回の会議等があった場合はその期間の合計金額を対象とする。ただし、1 万円未満の場合は免除とする。

(納入方法)

第 5 条 第 2 条に該当し、報酬を得た会員は、自己申告により調整手数料を当該年度の 3 月末までに、本会が指定する口座へ振り込むものとする。

- 2 振込手数料は会員の負担とする。

(改廃)

第 6 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は平成 24 年 6 月 24 日より施行する。ただし、この規程の制定前に推薦等により就任した場合

については、この規程の適用を受けないものとする。

令和 2 年 10 月 4 日改正 令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

令和 4 年 2 月 16 日改正 令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、令和 4 年分の調整手数料においては令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日を適用の対象期間とする。